

会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	平成29年度第1回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成29年6月27日（火）午前10時～午後0時20分
3 開催場所	市役所本庁舎5階 第1委員会室
4 会議の概要	<p>3. 議 事</p> <p>（1）地域包括支援センター事業報告及び事業計画について</p> <p>（2）第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について</p> <p>（3）地域密着型サービス事業者等の指定取消について</p> <p>（4）介護保険事業所整備に係る公募について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	（担当課名）介護保険課 TEL 963-9305（直通）
9 その他	

平成29年度 第1回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時：平成29年6月27日（火）、午前10時～午後0時20分

場 所：市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者

委 員：田口会長、森副会長、林委員、菰田委員、佐々木委員、大家委員、寺内委員、高橋委員、齋藤委員、松下委員、清水委員、吉田委員、山下委員、井橋委員、貴田委員、辻委員、本間委員、植竹委員

事務局：島田福祉部地域包括ケア推進担当部長、久保田福祉部福祉推進課副課長、中井福祉部副参事兼地域包括ケア推進課長、平井福祉部地域包括ケア推進課調整幹兼地域包括総合支援センター長、関福祉部地域包括ケア推進課副課長、加藤福祉部介護保険課長、砂原福祉部介護保険課副課長、野口保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部市民健康課長

傍聴者：なし

《以下議事録》

1. 第1回越谷市介護保険運営協議会

司 会：皆様、おはようございます。

本日は、公私ともに大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第1回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。本日は委員総数21名のうち18名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、竹村委員、佐藤委員、深井委員につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。

また、会議を進める前に、本運営協議会の委員に変更がありましたので皆様にご報告いたします。

越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会から選出されておりました土井千代子さんから、一身上の都合により委員辞職願が提出されました。後任として、訪問介護事業所「あおぞら介護サービス」の管理者である本間朝一さんを新たな委員として選出いただき、平成29年5月9日付で委嘱させていただきました。

ここで本間委員から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

本間委員：はじめまして、越谷市介護保険サービス連絡協議会から参りました本間と申します。よろしく願いいたします。

所属のほうは訪問介護を主にやっております事業所でございますので、何とぞよろ

しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

また、前回の協議会から井橋興蔵さんが新たな委員として選出されております。今回が初めての出席となりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

井橋委員：はじめまして、ただいまご紹介いただきました井橋興蔵と申します。越谷市内で特別養護老人ホームを運営しております。不慣れでいろいろご迷惑をおかけすることが多いかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、田口会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

田口会長、よろしくお願いいたします。

会 長： 皆さん、おはようございます。

本年度第1回目の会議ということになります。この会議までの間に皆様方からご意見をいただいたというところで、この資料の中にもまとめられているかと思えます。その点について今回は中心にお話をしていくことになると思えますので、活発なご意見、またよろしくお願ひしたいと思えます。

また、今年度、まさに第7期の介護事業計画を立てなくてはいけないという年度でございますので、今後の会議におきましても各種ご意見を運営協議会のほうから提出していくという形でやっていきたいと思えますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

司 会： ありがとうございます。

次に、今年度第1回目でございますので、出席委員のうち管理職職員を紹介させていただきます。

まず、福祉部でございます。

島田福祉部地域包括ケア推進担当部長でございます。

島田部長：島田でございます。本年度もよろしくお願ひいたします。

司 会： 久保田福祉推進課副課長でございます。

久保田副課長：久保田でございます。よろしくお願ひします。

司 会： 中井福祉部副参事兼地域包括ケア推進課長でございます。

中井副参事：よろしくお願ひいたします。

司 会： 平井地域包括ケア推進課調整幹兼地域包括ケア総合支援センター長でございます。

平井調整幹：よろしくお願ひいたします。

司 会： 関地域包括ケア推進課副課長でございます。

関副課長：よろしくお願ひいたします。

司 会： 加藤介護保険課長でございます。

加藤課長：よろしくお願ひいたします。

司 会： 砂原介護保険課副課長でございます。

砂原副課長：引き続きよろしくお願いいいたします。

司 会： 次に、保健医療部でございます。

野口地域医療課長でございます。

野口課長：よろしくお願いいいたします。

司 会： 櫻田市民健康課長でございます。

櫻田課長：よろしくお願いいいたします。

司 会： 委員の皆様、本年度も引き続きよろしくお願いい申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただきました資料は3点です。まず、こちらの「平成29年度第1回越谷市介護保険運営協議会」、次に、資料2「平成29年度第1回越谷市介護保険運営協議会」、別冊「平成28年度第3回越谷市介護保険運営協議会会議録」でございます。また、本日お配りした資料は3点です。会議次第、「越谷市介護保険運営協議会委員からの計画策定に関する委員まとめ」と書かれましたA4サイズ両面の資料でございます。次に、A委員からの配付資料の以上、6点でございます。資料が足りない方がいらっしゃいましたらお申し出いただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔発言者なし〕

司 会： 本日の会議において、ご発言の際にはお手元の卓上ランプのボタンを1回押していただき、マイク付近のランプが点灯したのをご確認されてからお話しくくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議においても、会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、田口会長にお願いしたいと存じます。田口会長、よろしくお願いいいたします。

会 長： それでは、議事を進行させていただきたいと思えます。

まず、事務局にお伺いいたします。本日の会議の傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「いらっしゃいません」と発言者あり〕

会 長： それでは、次第に従いまして進めてまいります。本日の会議は、議事の進行にもよりますが、90分程度を目途に検討していきたいと思えますので、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

それでは、まず議事の1つ目です。平成28年度第3回介護保険運営協議会会議録についてですが、皆様より何かご意見、ご質問などございますでしょうか。

これにつきましては、毎回事前に送っていただいて確認をさせていただいているところではございますが、よろしいでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員： おはようございます。

Aですけれども、前回の会議録によりますと、最後のページ、34ページ下段のほうで副会長のご挨拶の中で、次回6月、第7期事業計画の策定に当たりまして課題を抽出するというところでございますので、きょうは4時半までで終わらすかと思いますが、次回はもうちょっと長時間必要なのではないかと思いますけれどもというふうにご発言がありました。そういう中で、きょうは今会長さんのお話だと90分程度、1時間半程度ということなので、こんなに短くてよろしいのかなと。私は常々少し長時間にわたって皆さんの意見をいろいろと出し合うということがこの運営協議会では大事ななと思っておりますけれども、どうしてきょうは90分程度で終わってしまうのか。それから、もう1つ、今後こういう状態で何回くらい今年度開催する予定なのか、それから、時間数がどのくらいになるのか、あとは協議会の協議の項目内容、そういうものについてあらかじめ教えていただければありがたいと思っております。

会 長： それでは、最初のほう、私のほうから、90分程度と申しましたのは議事の進行にもよりますがというところを重視していただければと思います。

ただ、会議というものはやはり時間を限った中で端的な意見をしっかりと行うところが必要かとは思っています。ですので、まとまらない形の意見の抽出をということではなくて、伝えたいことをすばっとという形でご協力いただければという次第であのような発言をさせていただきました。先ほども言いましたように議事の進行にもよりますので、活発な意見が出されるということであれば、少し時間も長めにとも考えておりますので、以前もそのような形で会議をさせていただいたかと思っております。そのようなところでご協力をお願いできればと思います。

後半の部分の何回開催だということにつきましては事務局のほうから、よろしいでしょうか。

事務局： スケジュールにつきましては昨年の会議におきまして資料を出させていただいておりますが、一応今回計画策定まで、答申まで5回を考えております。本日、皆さんの重点施策に関する意見交換をしていただきまして、その点につきましては重点課題というところで計画のほうに反映していきたいと考えております。

次に、同じく次回8月末、後ほど説明しますが、8月末くらいにもう一度、計画の内容について皆さんにご議論いただく機会を設けたいと考えております。10月後半くらいに第3回目で基本的な形、素案ということで皆様のほうにお諮りし、ご議論いた

だきまして、その後11月にパブリックコメントをかけた後、最終的な案としては来年に入りまして1月に第4回目で皆様のほうにはまとめていただき、最終第5回で答申というようなスケジュールを考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

A委員： はい。

会 長： それでは、先ほど前回の会議録についての承認ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言者あり〕

会 長： ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事の（２）「地域包括支援センター事業報告及び事業計画について」というところで、事務局からまず説明をよろしく願いいたします。

事務局： それでは、議事（２）「地域包括支援事業報告及び事業計画について」ご報告いたします。

資料は資料１－１の１ページからご覧いただきたいと思います。

地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46に規定されている機関で、地域の高齢者の幅広い相談に応じる総合相談業務、高齢者虐待や消費者被害から高齢者の権利などを守る権利擁護業務、要介護状態となることを予防するための介護予防ケアマネジメント業務などを実施している機関でございます。

また、地域包括ケアシステムにおいては、その地域の実情に合ったシステムの実現に向けた中核的な機関としての役割も求められており、市町村が設置しているものでございます。越谷市では、委託により11カ所の地域包括支援センターを設置しております。

なお、地域包括支援センターの運営等に関することにつきましては、地域包括支援センター運営協議会を設置し、意見の聴取を行うこととされております。越谷市ではこちらの介護保険運営協議会がその役割を兼任していただいておりますので、本日の会議においてご報告させていただくものです。

資料２ページに、地域包括支援センターの設置状況をまとめてございます。

越谷市の平成29年４月１日現在の総人口は33万9,677人、高齢者人口は8万2,298人で、高齢化率は24.2%となっております。昨年度の同時期のものと比較いたしますと、高齢化率で0.4ポイントの上昇となります。大相模地区のみ減少となっております。

次に、地域包括支援センターの主な業務ごとの実績につきましては、３ページからご覧ください。

まず、総合相談支援についてですが、①に相談の手段の内訳を記載してございます。

電話、来所、訪問などの手段によって、医療、介護、生活の相談等を受けた後、それに応じて適切な支援や情報提供を行う業務でございます。件数で見ますとほぼ横ばいとなってございまして、文書による件数の減少は事業所との連絡方法の変更によるものでございます。

続いて、②の相談内容内訳です。こちらの表は相談内容の上位5項目でございます。この上位5項目につきましては、26年度から3年間同様でございまして、やはり地域包括支援センターに寄せられる相談といたしましては、在宅介護、医療・健康に関することなどが多い状況となっております。

4ページに、各地域包括支援センターごとの相談件数を参考に掲載してございます。

続いて、その下の③健康教育及び健康相談実施状況をご覧ください。

健康相談は、地域で実施している会食サービスやふれあいサロンなどに出向き、各参加者の健康に関する相談を行った件数となります。また、健康教育につきましては、自治会などの人の集まる機会を通じて、健康などに関する講話や運動の紹介について行った件数となります。28年度は健康教育の件数が増加してございます。

続いて、資料の5ページをご覧ください。

権利擁護業務です。権利擁護業務の実績については、まず、①成年後見制度に関する相談状況ですが、平成26年度に「成年後見センターこしがや」が設置されたことにもよりますが、直接そちらへの相談ができるようになってきておりますので、地域包括支援センターが間で受ける成年後見制度に関する相談件数は少しずつ減ってきているものと思われま。

また、同じ表の下段には、参考に、市が行った成年後見制度の主張申立ての件数を記載してございます。件数で見ますと、27、28年度では2倍になってございますが、28年度当初のものは27年度からの申立ての準備を開始しているもので、申立てには数カ月の単位の時間が必要となっております。高齢者の方で認知機能の低下が見られた際に成年後見制度を利用するよう支援していますが、認知症かつ親族がいないといった状況の方が増えてきていることから、市長による申し立てが増加傾向にあります。

続いて、資料の中段、地域包括支援センターで受けた虐待相談の件数となります。26年度と比較して若干少なくなっていますが、十分留意して対応している相談となります。

続いて、6ページをご覧ください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として、ここでは居宅介護支援事業所で活動するケアマネジャーに対する支援の件数について掲載してございます。支援状況につきましては3年間ほぼ横ばいとなっております、引き続きの支援を行ってまいりたいと思います。

続いて、(4)介護予防ケアマネジメント事業及び介護予防事業の実施状況です。ここでは主に要支援1・2の方に対する介護予防ケアプランの作成に係る状況を掲載

しております。こちらにつきましては、高齢者の人口の増加に伴い、要支援1や2といった認定を受ける方が増えていきますので、実施件数等も年々増えてきている状況でございます。

なお、要支援1・2の方の予防ケアプランにつきましては、原則、地域包括支援センターが実施していますが、居宅介護支援事業所へ予防プランの作成を委託することもできるとされております。この表のうち4段目と5段目に記載してありますがその委託した状況となっております。

続いて、8ページをご覧ください。

地域におけるネットワークの構築に関することといたしまして、地域包括支援ネットワーク事業に関する周知等についてお伝えいたします。

このネットワークとは、地域を基盤とした高齢者の見守り支援をするという事業の趣旨に賛同していただいた地域の各種団体、機関と地域包括が高齢者の見守りのためのネットワークを構築し、その方々がふだんの業務等の中で支援が必要と思われる高齢者を発見した際に、地域包括支援センターに情報提供をいただくということで、早期に適切な対応が行えるよう開始した事業となります。

現在は資料下段、②ネットワークの構築に関する現状に記載いたしました37の分野の関係機関、団体の方々にご協力をいただいております。

続いて、9ページをご覧ください。

地域ケア会議に関することについてです。地域ケア会議とは、多職種が集まり課題の検討等を行う会議で、地域包括ケアシステム構築のための有効なツールであると言われ、平成27年度の介護保険法改正により位置づけられた会議となります。

越谷市では、このケア会議を高齢者個人に対する課題の検討を中心に行う「ケース検討会議」、検討した中で見えてきたその地区に共通する課題を地区内で検討する「ネットワーク会議」、さらには全地区に共通する課題を市の課題として検討する「市全体レベルの会」議の三層構造として事業を開始しております。

このうち地域包括支援センターは、ケース検討会議とネットワーク会議の実施を各地区で行っており、28年度の実績は10ページ、11ページのとおりとなります。

ケース検討会議は、おおむね2カ月に1回の開催頻度とし、66回の開催、地区レベルの会議である地域包括支援ネットワーク会議につきましては、26回の開催となりました。

両会議においての今後の課題等につきましては、会議で検討する中で見えてきた地域課題につきまして、地域の中で解決が図れる事項、市全体で取り組みが必要な事項とに分けて整理し、それぞれを地区レベルのネットワーク会議、市全体の会議につなげていくこととしています。昨年度の後半から具体策の検討に入る地域も出てきておりますので、29年度は積み重ねた議論から結果を導き出せるような会議運営を目標としております。また、会議の出席者はもとより、地域の方に地域ケア会議の趣旨など

の周知をさらに図り、地域包括ケアシステム構築のための重要な事業として地域ケア会議を展開していきたいと考えております。

続いて、12ページをご覧ください。

地域包括ケアセンターの横断的な組織についてです。こちらについては、法律的な事業の位置づけではございませんが、介護保険法改正などにより地域包括支援センターに求められる役割が増加している中で、業務上の課題の検討や地域包括支援センター下における業務水準の平準化を目的とし、先ほど説明いたしました地域ケア会議を初めとする5つのテーマについて、それぞれ検討部会を設置し、各業務に対する検討を行いました。

なお、今年度につきましても引き続きこちらの部会のほうを設置し、検討を進めてまいります。

続いて、13ページが今年度の地域包括支援センターの事業計画、14ページが地域包括支援センターの地区センター等への移設状況となります。地域包括支援センター自体の事業に大きく変更はございませんが、市が10月から開始いたします総合事業の多様なサービスに伴う対応に注視してまいります。

以上が地域包括支援センターの平成28年度実績及び今年度の計画についてでございます。

報告は以上となります。

会 長： ありがとうございます。

ただいま事務局から地域包括支援センターの昨年度の事業報告、それから、今年度の事業計画について説明がございました。

たくさんやっているなという感想もありますが、皆様からのご意見いかがでしょうか。

B委員、お願いします。

B委員： 1点質問させていただきます。

5ページの②の虐待に関する相談状況の件でございます。こちらの虐待した人の性別、年代、さらに虐待を受けた人の性別、年代、それと家族関係とか係累、それは公開していただけるのでしょうか。

さらに、地域包括に相談に行った方と警察に直接行かれた方もいらっしゃると思いますが、その辺の地域包括との連絡、警察との連絡はとれるのでしょうか。

以上です。

会 長： B委員から意見がございましたが、よろしいでしょうか。

事務局： お答えいたします。

実際のそのような状況につきましては、県にまとめてご報告をさせていただいた総数として県が発表するデータ以外は公表は差し控えさせていただいているところです。

警察との連携につきましては、警察にご相談があったケースにつきましては警察の

ほうから、虐待案件連絡票というような形で注意をしていただきたい高齢者の相談が入りましたというご連絡をいただく場合がございます。その場合には各担当の地域包括支援センターのほうで、今までのかかわりや、かかわりがない場合には実態の把握ということで、現状を把握させていただくために訪問等をさせていただいております。

B委員： ありがとうございます。

会 長： ほかにご質問等、ご意見等よろしいでしょうか。

A委員。

A委員： 13ページの事業計画で、先ほどご報告もありましたけれども、10月から総合事業の多様なサービスを取り入れたケアマネジメントの開始ということになっているのですが、前回もお聞きしたのですが、10月に向けてどのように進められておりますかということなんですが、そのときのご答弁では、ちょうど議会中なのでなかなか情報共有もできなかった、そして年度末、年明けごろにはまたいろいろと情報共有しながら取り入れていきたい、こういうお話があったところですが、3月議会も終わっておりますので、現時点でどのような近隣の状況であるのか、教えていただければありがたいと思います。

以上です。

事務局： お答えいたします。

近隣の状況、今手持ちで細かくはないのですが、まず、越谷市の状況からご報告いたします。

前回の会議でも今後10月から実施いたしますとご報告いたしましたが、実際に実施していただく団体さんがないとこれは当然多様なサービスは成り立たないので、その仕組みの説明、ないし今後募集していきますという説明会を先月5月に実施しました。

多様なサービスについては人員を基準とした、いわゆるサービスAと言われているもの、それと住民主体となるサービス、いわばサービスBと言われているもの、それぞれ中身が若干異なるものがあるので、別々で説明会を実施しています。

まず、サービスAの人員基準緩和のほうにつきましては、市内のサービスが訪問型サービスと通所型サービスに分かれますので、その対象となる介護保険の事業所にお声がけをさせていただいて、最終的には60の事業所にご参加いただいで概要を説明しています。また、住民主体のサービスBにつきましては、広報等で呼びかけを行った結果、12の団体に説明会にご参加いただいております。

実際にこのサービスの担い手として参画したいという募集の受付期間が今ちょうど行っているところで、今週末までです。現段階で既に申し込みがあった、ないし今週中に申し込み予定というふうに伺っている団体さんとしては、きょうの今の段階ですと、サービスA、人員基準緩和のほうでは5つの事業所が既にご連絡いただいております。それから、サービスBにつきましては、7つの団体に既に申し込みないし参画したい旨のご連絡をいただいております。ただ、きのうもそうですし、連絡はその都度

受けていますので、場合によってはもう少し増えるかなと思っておりますが、今週末で団体としてのまず意思確認をさせていただいた後に、特にサービスBは住民主体のサービスでございますので、担い手となる方についてはもともと資格はなくても大丈夫とお話はしておりますけれども、当然一定行為の情報とかスキルというか、そういったものを習得していただくために研修を実施する予定です。その研修を7月か8月に実施した上で、最終的に10月の提供に向けた準備を今進めているようなところでございます。

以上です。

会 長： A委員。

A委員： 近隣の状況を大まかで結構ですので、わかる範囲で教えていただきたい。

会 長： よろしいですか。

事務局： 近隣ですが、細かい数字までは把握していませんけれども、一応草加とか春日部は少しずつですが、多様なサービスも取り入れているというお話は伺っております。ただ、数が十いくつだか二十いくつあるかというところまではいってないような、いくつかの団体に多様なサービスとして提供の体制を整えた、ただ、実際どれだけ利用されているかについては、そこまで把握は申し訳ないですけれども、しておりません。

A委員： わかりました。

会 長： 多様なサービスについては、もともと確か10月から開始するという予定で越谷市では進めている、今現状の報告があったというところでご理解いただければと思います。ほかにご意見がなければ。

副会長。

副会長： わかる範囲で結構なんですけれども、14ページで包括が地区センターに移設というところで、なごみの郷さんは1年くらいたったと思うんですけれども、何か変化があれば、それを教えていただければと思います。

事務局： お答えいたします。

27年度から移設を順次開始させていただいております、4包括が既に28年度までに移設をさせていただいております。移設させていただいた4包括につきましては来所相談のところの件数が一番指標になるかと思われま。その来所相談、27年度と28年度を少し比べたところによりますと、移設しました敬愛が桜井、憩いの里が増林、かけはしが蒲生となっておりますが、そちらにつきましては、それぞれ来所に関する相談が3月なんです、全体的に少しずつ上昇している状況になります。なごみの郷につきましては、老人福祉センターという場所を生かした活動もされていますので、健康教育みたいな形で講話をしたり運動させていただいたりというところの事業が増加している状況となっております。

以上でございます。

副会長： ありがとうございます。

やはりアクセスがしやすくなったというところがあるのかなというふうに思いました。

事務局： そのとおりだと思いますので、今年度また移設が続いておりますが、ことし3月に移設をした3包括についての実績もまた1年間出てきますので、そちらについてはまたご報告させていただけると思います。

会 長： ありがとうございます。
そのほかご意見よろしいでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、次の議題もありますことですので、この内容はとりあえずここまでというふうなところにさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、議事（3）「第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について」ということでございます。

ただ、内容を見ますと、平成28年度末までの各種統計実績に関する内容が最初の前半の部分、それから、次期計画の重点施策に関する内容が後半の部分という形の資料になっているかと思えます。ですので、まず、前半15ページから24ページまでの28年度末までの各種統計実績に関する内容を最初に事務局から説明いただきまして、まずそこで共通理解をするというところ、ここで一区切りという形にさせていただければと思います。次にその後25ページから27ページまでの、ここが多分本題となると思いますが、次期計画の重点施策に関する内容というところを後半で行っていきたいと思います。そのような形で進行させていただこうと思います。

それでは、まず、最初に15ページから24ページまでの平成28年度末までの各種統計実績に関する内容について、事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうか。

事務局： それでは、「第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について」ということで説明をしていきたいのですが、まず、皆さんのほうに1枚ペラで、計画策定に関する意見まとめというものを一部お渡ししてあります。これが前回から皆さんのほうにご照会をかけさせていただきまして出させていただきました、欲しいデータというものが片面にまとめてありまして、その反対側に、重視すべき事項ということを出されたものを一覧にまとめさせていただいております。

こちらの計画策定に当たって、事務局から提供してほしいデータにつきましてまとめさせていただいたのが資料2というところになります。資料2のほうを簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、資料2の1枚めくっていただきまして、委員からの要望資料ということで、在宅介護にあたっている数、男女比、年齢層、家族関係等ということがありましたが、これを全市的に統計的にとっている資料がございませんので、申し訳ございませんが、

未調査事項ということにさせていただいております。

ただし、参考といたしまして、越谷市でやっております在宅介護者福祉手当の受給者数、在宅で65歳以上の要介護4、5を介護している方が受けられる補助金みたいなものですが、こちらを受けている方の人数を載せさせていただきましたのと、それから、この資料2の5ページから「国民生活基礎調査」というところで、介護の状況というのがあります。この中で8ページ、数字はダブっているところがありますが、右下を見ていただきたいのですが、失礼しました、右下の7ページというところを見ていただきたいのですが、主な介護者の状況というところで、国のデータとして参考で一応つけさせていただいております。

次に、2ページに戻っていただきまして、「ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯」と「生活保護世帯」との関連性というところで、すみません、一番上に、「※作業中（資料送付までに整理予定）」ということで書かせていただきましたが、口頭で、一応欲しいデータの趣旨が、生活保護を受けられなかった人でどれくらい介護が受けられていないかというようなデータが欲しいという意図だったと思いますが、なかなかそのデータをとることは難しく、生活保護世帯における高齢者のみの世帯の状況ということで、平成24年3月から平成28年3月までの状況を掲載させていただいております。

また、その上に、要介護認定者における生活保護世帯の状況ですが、申し訳ございませんが、口頭で今お話しさせていただきますと、4月1日現在で、要介護の認定者数が1万834人に対しまして、この中で生活保護を受けている方は686人ということでございまして、全体として6%くらいの方が生活保護の方だということになっております。

資料に掲載できませんで、申し訳ございませんでした。

次に、その下の服薬介護に関する不安の内容というのは、昨年とりましたアンケートの中では不安ということが出てきているのですが、同時に、どういうことが不安だということはとっておりませんので、申し訳ございませんが、未調査事項とさせていただきます。

次に、3ページにいきます。

次に、越谷市「福祉なんでも相談窓口」や地域包括支援センター等で受けている相談件数とその主な内容を项目的に整理一覧にしたものということで、下の「地域包括支援センターの相談件数等」につきましては、先ほど見ていただいたものと同じものでございます。上のほうが、「福祉なんでも相談窓口」の平成29年3月時点の相談件数で、相談件数としては105件ありまして、介護に関するものは37件、内訳はご覧のとおりということで、大半は施設に入れたいんだけど、どうしたらいいですかみたいな質問が多かったようです。

次に、介護が必要となった要因の分析につきましては、介護が必要になった原因に

つきましては、前回お配りしました基礎調査報告書の15ページのほうにアンケート調査の結果が出ております。また、参考といたしまして、厚生労働省の国民生活基礎調査のものを掲載させていただいております。「65歳以上の要介護者等の性別に見た介護が必要となった主な原因」ということで載せさせていただきますが、越谷市の調査とは若干違うような内容が出ておりますので、この辺は何らか見ておく必要があるかもしれません。

次に、4ページを見ていただきたいと思います。

地域での活動への参加状況や社会活動の具体的な状況につきましては、現在クロス集計等で再度調査をしておりますが、現在のところ、関連するものとして、「外出について」は基礎調査報告書の31ページから40ページをご参照いただきたいと思います。また、「地域での活動」につきましては基礎調査報告書の75ページから83ページをご覧いただければと思います。

次に、越谷市内事業所に勤務する介護従事者の労働実態調査の結果と越谷市が進めている介護従事者のための相談状況ということで、労働実態調査は市内ではかけておりませんが、関連して、下のほうの越谷市内にあるサービス事業所の実態調査を昨年行いまして、実態調査ではなくて、意識調査というところですが、それにつきましてはこの資料2の30ページ以降に掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

また、介護相談の受付状況ですが、こちらの周知不足もありまして、なかなか相談に来られる方が少ないのですが、相談に来られた方の内容といたしましては、どちらかという事業所内部の話が多かったような感じです。

これで、皆さんからご要望いただきましたデータにつきましてはこういう形でまとめさせていただきましたという報告になります。また、別で欲しいということがありましたら、後ほどいただければと思います。

それでは、戻りまして、資料1のほうの説明に入らせていただきます。

まず、最初に、私のほうから越谷市の現状についてということで、各種のデータについて簡単にご説明していきたいと思っております。

まずは資料1の15ページを見ていただきたいのですが、まず、人口に関するものとして、国におきましては人口減少の局面にあります。本市は首都近郊の住宅都市として、人口は微増ですが、まだ伸びている状況にあります。団塊の世代が65歳に到達していますので、これから数年は高齢化率の伸びが緩やかになっていくことが予想されますが、高齢者に占める後期高齢者が伸びているという状況がうかがえます。

また、その下の表ですが、その下の表は地区別の人口の動向を示したものですけれども、レイクタウンのある大相模地区と川柳地区は人口が増加していますけれども、その他の地区につきましては横ばい、ないしは減少しているというような状況がうかがえるところです。

次に、16ページに移ります。

これは昨年度までのデータをもとに暫定的に推計したものとご理解いただきたいと思いますが、総人口は平成37年にかけて増加を続ける見込みで、65歳以上についても増加が見込まれます。

その下のグラフは、65歳以上を3区分して見たものですが、75歳以上の割合が増加していき、平成32年には前期高齢者を上回る。そして国で言われているように団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）に75歳以上が大きく増加している様子がうかがえます。

次に、17ページをご覧ください。

これは国勢調査の結果で、高齢者の世帯の動向を示したものです。高齢者の世帯が増えている様子がわかりますが、特に単身世帯が大きく伸びているという状況が確認できます。今、核家族化や少子化、それから、未婚率の増加というのが進んでおりまして、今後はこれに拍車がかかるのかなという状況かと思えます。

次に、18ページですが、本市の要支援を含めました要介護認定者の動向です。

グラフの真ん中よりちょっと右に点線が入っていますが、それより前のものは各期末、スタートは12年ですが、第1期末、第2期末、第3期末（平成20年）というように期末ごとの動向、それから、右側が直近3年の数字ということで点線で区切らせていただいております。

見ていただきますと、高齢者や後期高齢者の伸びほどには要介護認定者が増えていないのかなという、数字の目盛りの取り方もあるのですが、高齢者の伸びほどには伸びていないのかなというところがうかがえます。

その下が保険給付費になります。単位は億円です。これを見ていただきますと、平成21年度以降、年間10億円程度の伸びで進んでおったのですが、第6期に入りまして、その伸びがちょっと小さくなってきているというような状況がうかがえます。平成27年度には9.2億円で、平成28年度を見ますと4.9億円となっておりますが、ここまでは減っておらず、平成28年度から要支援の方の訪問介護と通所介護が地域支援事業のほうにいておりますので、その分が大体2億円弱、ほぼ2億円なんですけれども、その分を加えたとしても7億円くらいの伸びになっているということで、保険給付費のほうも伸びなくなっているというような現在の状況です。

次に、19ページをご覧ください。

これは市内の介護保険サービスの事業所数で、上が事業所の数で、1つの事業所で複数のサービスを提供していることがありますので、その下がサービス提供数ということになっております。サービス事業者数のほうは、これはすみません、合計を入れてないのですが、現在は200を超える事業所が市内には開業しておりまして、サービス数としては、右下の合計で見ていただきますと600くらいのサービスが市内では提供されているというような状況です。

事業所の数ですけれども、これまでは順調にといえますか、かなり伸びていたのですが、平成27年度のマイナスの報酬改定の影響があるのかなと思うんですけれども、通所介護事業所などは増え方が減っているといえますか、伸びなくなっているような状況が見受けられます。ただ、全体としてはまだ月に3件ないし4件くらいの新規指定をしているような状況です。

次に、20ページをご覧くださいと思います。

一番上の表は施設の整備状況ということで、サービスの種類ごとのベッド数の合計を載せています。定員数です。定員数と考えていただきたいと思うんですけれども、こちらも基本的には順調に整備が進んでいるというように見えるかと思います。

これらのことも受けまして、その下が特別養護老人ホームの待機者数ですが、特別養護老人ホームにつきましては越谷市内だけではなくて、他市町村の特養も使えますことから、近隣で順調に整備されているのかなというところの影響もありまして、数としては減ってきている。対象者数は増えていると思うんですけれども、高齢者は増えていますが、一応待機者数は減ってきているというような状況が見てとれます。

それから、介護保険料の推移につきましては、第1期だけ埼玉県より若干高いような数字なんですけど、以降は全国よりも、県よりも低い状況できているというところで、これは一応評価できるのかなというところがあります。

先ほど見ていただきました給付費が伸びていない、要介護認定者も、伸びなくなっているわけではないのですが、思ったほど伸びてきていないという影響もありまして、一番下の介護給付費準備基金、これは65歳以上の方から徴収した保険料で給付に充てなかった分を積み立てているものですが、これが第5期末で一応8億円ありまして、これを第6期のときに5億円くらい取り崩す見込みで保険料は設定したつもりなんですけど、実際は給付費が伸びなかったために保険料を積み立てる額が多くなりまして、第6期の見込みとしては逆に増えてしまって、14億円程度と現在見込まれているところでございます。

それから、21ページから23ページまでにつきましては、今までご説明した内容とほぼ重なるものが、計画との比較で計画で示した数字と実績の数字ということになっております。これは後ほどご参照いただければと思います。

最後に、24ページのほうをご覧くださいと思います。

中核市は、毎年都市要覧というものを出版しております、中核市で人口30万から40万くらいの同規模程度の団体の状況を比較してみた表になります。

まず、一番上の段の表を見ていただきたいのですが、右から4項目めを見ていただきますと、75歳以上、これは平成27年の国勢調査から持ってきたもので、中核市要覧とは別なんですけど、これを見ていただきますと、越谷市は75歳以上の比率が他市と比較して低いような状況がうかがえます。一番低いのは岡崎市ですけれども、それに次いで低いようなところなんです。

同じく左から3番目を見ていただきますと、こちらが昼間人口比率ということで、越谷市に昼間いる人がどれくらいかという話なんです。夜間の人口に比べて86.7%ということで、こちらも低く、首都圏のベッドタウンであるということがわかると思います。

こういう状況ですけれども、中段を見ていただきますと、中段が施設の整備状況です。全てを説明できませんけれども、右から2つ目の項目、中段の表の施設定員総数というところを見ていただきますと、施設の定員数については同規模と同程度の整備がされているというような状況です。また、対65歳以上の人口で見た割合につきましてもほぼ平均的なところで整備されているのかなという状況がうかがえます。

私もこの表を整理していて一番びっくりしたのは、一番下の段になりますが、要介護認定者数とか、保険給付費がかなり低い状況がうかがえます。

一番下の表の要介護認定者数のところを見ていただきますと、人数でいくと1万人、1号被保険者の比率でいくと13%ということで、平均よりかなり低いような状況です。また、保険給付費につきましては、若干取っている数字が微妙に違うところもあるかもしれないのですが、おおむねこの数字で合っていると思います。そこで見ていただきますと、第1号被保険者の人数で割った金額を見ていただきますと17万3,504円ということになっておりまして、これも平均よりもかなり低い。越谷市の人はかなり健康で、保険を使っていないというような状況が如実にとれますか、すごく目でわかる資料として出てきて、何でこんなに低いのだろうというところはちゃんと分析できてはいないのですが、結果としてこういう状況が見えているところです。

一応資料について、説明は以上です。

会 長： 前半部の説明、ありがとうございました。

人口、世帯、それから、要介護認定者、介護給付、施設整備等、推移の実績について説明がありました。

最後にも言っておりましたが、越谷市と同規模の市との比較でも介護認定率や給付費が低いというようなことのようにです。各事業がうまくいっているのかどうかということも、それはまだ理由としてはわかりませんが、それであったとしても、効率化を求めるとか、事業のさらなる向上を求めていかなければいけないかなとも思います。

今ご説明いただきました24ページまでの内容につきまして、何かご質問等ありますでしょうか、いかがでしょうか。

C委員、お願いいたします。

C委員： Cです。

資料2のほうの説明をしていただきましたので、その点についてご質問をさせていただきたいと思います。

資料2の3ページに、越谷市「福祉なんでも相談窓口」がありました。平成29年3月

の時点の件数が出されていますが、福祉なんでも相談が始まって、もう7年を経過したのではないかと思います。たしか7年だと思いますけれども、できれば経年的なデータがあればいいのではないかと思います。その理由は、第7期ということとあわせて、厚労省が進めている「我が事・丸ごと」構想というものがあまして、その中では相談体制の充実がこれから求められていくとなっています。越谷市は先進的に「福祉なんでも相談」ということで開かれた施策を行っているわけですから、ぜひとも、経年的なデータが必要ではないかと思いました。それを示していただければと思っています。

次に、4ページ、越谷市内の事業所に勤務する介護従事者の労働実態調査の結果と越谷市が進めている介護従事者のための相談状況についてです。相談状況の方は認めたように、月に1回ということで、PRも非常に弱いということです。私が介護に従事している労働者に聞いたところ、知らないという意見が何人からも出ました。ぜひ、末端の方々まで周知されるような努力をしていただけないかと思います。

内容については、次の話のときに指摘をさせていただきたいことがあります。

介護従事者の労働実態調査の関係ですが、県立大学の方と一緒に調査されたということですが、2点ほど、今後の取り組みとしてお願いしたいと思います。1つは、数も多いということもあったのですが、訪問介護事業所について実施されていないようです。施設関係のみになっているようです。訪問介護はこれから大きな問題になってきておりますので、ぜひとも、訪問介護事業所への調査も行ってほしい点です。もう1つはそのときの調査で「越谷市に何を求めているのか」という項目を調査項目に加えていただきたいと思います。第7期づくりにそれらを反映できないかと考えておりますので、その点をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

一部、次の事項のところにも入ってきているようで、要望も含めてというところかなとも思います。

今の経年的なデータというところは、今、どうでしょうか、いいでしょうか。

事務局： それでは、なんでも相談が、統計のとり方が相談の細かい内容までについて整理はしてなくて、介護保険の相談は介護保険という形で今整理されておまして、現状ではこういう整理はちょっと難しいような状況ですので、3月に限ってだけ、こちらで整理させていただいたものということでご説明させていただきました。今後については検討させていただきたいと思います。

それから、相談窓口のPRにつきましては、おっしゃるとおりで、申し訳ないかなと思っているのですが、きのうから始まっているのですが、介護事業所の集団指導ということで、全事業者を集めてやっている指導の中でチラシを配布するとともに、全職員に配布してくれということをお願いしていきますので、ご理解いただければと思います。

それから、アンケートにつきましては、こちらは県立大と協働していることもありますので、今後につきましては相談しながら、方向につきましては後日ご報告させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長： ありがとうございます。一部次のところにも要望と、運営協議会からの意見というところにも若干入ってきておりますが、とりあえず今までの実績のところの皆さん方の共通理解というところでいいますと、ご質問等いかがでしょうか。共通理解がとりあえずはできたということで、次に進めてもよろしいでしょうか。

[発言者なし]

会長： それでは、メインなところになるのかなと思いますが、25ページ以降の説明のほう、事務局からまたお願いしてもよろしいでしょうか。

事務局： それでは、25ページからのものについてご説明させていただきます。

25ページにつきましては、先ほど見ていただきました一覧表の計画作成に当たって重視すべき事項ということで、皆さんにいただいたご意見を載せさせていただきまして、事務局のほうで討論していただければなというようなポイントを書いているような状況です。

1つ目が要介護状態の改善度合いとアウトカム評価体制の構築ということがありまして、これは国からもそういう方向で出ておりますので、そういう形でやっていくかと思うのですが、このところで、来月7月3日に、国のほうで全国課長会議が開催されまして、恐らくここで何らかの方向が出てくると思いますので、次回にはこの計画策定の方向性といいますか、計画のつくり方みたいなところがおおむね骨組みが提示できるのかなと思っているところですが、もし委員の皆さんのほうでこういう指標が重要なんだとか、それから、こういう事業に対する評価の関連性が見れるのではないかなというようなご意見をいただければと考えております。

それから、次に医療、介護の連携の推進等ということで、服薬に不安を抱く看護師をサポートする地域の薬局を含めた共生社会づくりということで、越谷市においては平成28年度に医療と介護の連携拠点というものが医師会内に設置されております。現在は連携の窓口や情報共有のためのICTの導入に向けた取り組みや、それから、他市町村からの病院の受け入れとか、訪問医療をやっているところはないかとか、そういう相談を受けているような状況です。毎月報告書を出していただいているような状況ですが、意見にあるような専門職間の連携をもっと進めていくためにはどのような取り組みが重要だと委員の皆様が考えられているのか、ご意見をいただければありがたいなと考えているところです。

それから、26ページへいきまして、包括的な相談体制の充実や各社会資源の機能分

化と地区別の整備状況、それから、地域共生社会実現に向けた庁内体制の整備、縦割りを排した機構改革というような意見が出されております。

相談窓口のあり方については国から示されているような方向で、縦割りではない、総合的な相談窓口の設置について、今庁内で意見交換をしているようなところです。

それから、国・県においては定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護の整備を促進する方向にありますが、通所介護や訪問介護、短期入所生活介護等が整ってくれば、それらと基本的には重複することとなり、これらは地域を限定して公募していくことが考えられますというのは、真ん中の意見です。役割機能が分化されていないのではないかとこのものに対しまして、一応書かせていただいたコメントです。

それから、庁内体制につきましては、それぞれの課で推進すべき施策、事務事業がある中、これまで医療と介護の連携というところでは、平成28年度に庁内に地域包括ケア推進担当部長を設置し、それから、地域包括ケア推進課がその主導をとって進めているところと考えております。今後、地域共生社会につきましては、地域福祉計画を担当する福祉推進課が中心となって進めていくようなことになるのかなと考えております。

それで地域共生社会を構築するためには、相互扶助みたいな体制を国のほうでは求めておりますが、なかなか現在の地区の状況であるとか、自治会の状況であるとかを見ると、すぐにはそんなことは難しいのかなと考えられるところかと思えます。そういう意味では市民と行政の協働というところで取り組んでいかなければいけないのかなと考えているのですけれども、市民参加を促進するためにはどのような取っかかりといたしますか、どのような施策、事業を打っていけばいいのかというようなご提案をいただけるとありがたいと考えているところです。

次に、27ページで、介護人材の確保と育成のための具体的で有効的な施策ということで、これにつきましては、先ほど出ておりました介護相談の窓口ということを県立大学の方と平成27年度末から進めているところです。基本的には介護職員の確保というところは法律上といたしますか、制度上県の役割があるところですが、今回の介護保険法の見直しの中でもできるだけ市町村でも取り組んでいきなさいよというようなところが書かれているところです。それに向けて埼玉県立大学との協働の中では、介護離職ということテーマを進めておまして、相談窓口の開設、それから、アンケート、このアンケートの結果に基づきまして今後事業所さんのほうにこの結果を返していこうという取り組みを今年度は進めていこうかと考えているところです。

ご意見をいただきました中に、介護事業者や介護労働者に対する認証、表彰制度というような、越谷市独自でというようなお話がありましたが、これらについては既に埼玉県において制度化されているものがございます。そういう中でどのような認証、表彰制度が有効かなというところでご意見をいただければありがたいなというところ

です。

以上です。

会 長： ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局のほうからご説明がありました。この会議の前に皆さん方からのご意見を頂戴したことがこの中に書かれていることだと思います。ですので、これについて、全体を通してとなるとごちゃごちゃしてしまうかもしれませんので、1つずついきましょうか。

最初の25ページの自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進というところで、アウトカム評価体制の話が出ております。アウトカム評価というとなかなか難しいかなということがございますが、これにつきまして何かご意見ありますでしょうか。事務局のほうからは、7月3日、そこにもっていくための、こういう評価があるよというご意見をいただければというような意図だとは思いますが、いかがでしょうか。

C委員、お願いいたします。

C委員：ここのところは相当難しいのではないかと思います。国の方でも議論があるようです。特に評価制度を数値化することによってもたらされる影響が大きいのではないかと思います。数値化されると、どうしてもその数値を下げようという傾向が出てきます。そうすると、先ほどは越谷市が他の中核市に比べて、給付額や認定件数が少ないという話がありましたが、それを数値で見ると、「越谷市ってすばらしい。健康な人が多いようだ」となりますが、実態はどうか？あまりわからないのですね。どういうことで少ないのかわからない。それと同じように、相当な科学的評価というのか、多くの人たちがある程度納得するものではないとどうしても数値がひとり歩きすることになります。以前、この問題が出たときに私のほうから意見を述べさせていただきましたが、少なくとも運営協議会の委員の方々が、「これはそうだよ」と納得できるものでないと、どうなのかと私は思っております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

アウトカム評価は本当に難しいことではないか、しかも全国的に統一されるとなると難しいものではないかと。たしか26年度の診療報酬改定の中で回復期病棟のアウトカム評価の計算式が出されました。そのような形でアウトカム評価は国でも今後示されていくのではないかと思います。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員：あまりこれはよくわからないのですが、先日21日付の朝日新聞に介護状態改善の自治体を優遇するという、来年度から交付金をふやすというような、そんな大きな記事が載っていたのですが、要は要支援になった方を自立させる、そういうプログラ

ムで、自立させるのがうまくいったら交付金をいっぱいあげますよ、本人にも自立した人にはお金を差し上げましょう、そういうふうに書いているんです。一部の事業での卒業後に半年介護保険を利用しなければ、事業者に1万8,000円、高齢者本人に2,000円などを支給して取り組みを促しているという、これは桑名市の事例ですが、そういうようなことも出てきて、どうもその背景には財政難があるのだと言われているのですが、要支援になった方を自立させる、介護保険の該当者ではなくさせる、そうしたらそういう自治体にはお金を出すというような仕組みになっていくのかなと思うんです。

でも、それはちょっと今までの流れと違うのではないかと思うんです。要支援とか要介護にならないためにどうしたらいいのか、そっちのほう的重要だと思うんです。要支援になった人を自立させるのは並大抵の話ではなくて、数からいっても成功例はあまりないと思うんです。だから、元気な高齢者をなるべく元気で長くいてもらうためにどういう施策が大事か、そういうことでいろいろ検討されている項目がいっぱいあると思うんですけれども、そちらに力を入れるべきなのに、何か自立したらお金をやるよというのはちょっとうまくないのかな。そこいらと絡んだお話なのか、よく理解ができないのですが、そこはいかがでしょうか。

会 長： ありがとうございます。

要支援の方々、または要介護の方々を介護度を減らそうというところの目的も確かにあると思います。アウトカム評価で書かれている内容はそのようなところが書かれていることではございます。そのほかにやはり今元気な方々も要介護に至らないようにということ、介護予防としては2つはどっちもやらなくてはいけないかなという気はします。

越谷市のほうとしてはどちらかを中心というところでは考えては、どうでしょうか。
事務局： その指標ですけれども、要介護にならないようにという予防の部分、それから、介護が必要になったら状態を軽くしていくという部分、どちらかということではなく、両方を目指してということをやっていきたくて考えております。

会 長： ありがとうございます。いずれにしても介護予防というところで言うと、どちらも目指していくという方向でよろしいでしょうか。

A委員： それはそれでいいんですけれども、私としては、ウエートとしては介護予防にウエートを置いて、介護保険のお世話にならないような施策をいっぱいやって、そこに財政をつぎ込んでいったほうがより効果があるのではないかな。要支援1・2になった方を自立させるための事業にいっぱいお金を使うよりは、そっちのほうがいいかなと、広く、そういうふうには思っております。

以上です。

会 長： 今のA委員のご意見に何かご意見はありますか。私としては、運営協議会としてはどちらにシフトしてというところではなくて、やはりどちらもやっていかななくては

けないかなど、いろいろな書いたものを見ますと、今元気な高齢者は8割、要介護、要支援、ハイリスクの人も含めるとまだ20%程度だ。ですので8割のほうに力を入れるべきではないかという書き物もありますけれども、対策としてはどちらにも力を入れていかなくてはいけないかなどは思うんですけれども。

ほかに、このアウトカムについてはよろしいでしょうか。

会長があまりしゃべってはいけないのでしょうかけれども、C委員がおっしゃっていましたが、なぜ越谷市が低いのかということの原因追求とといいますか、理由追求というところはちゃんとやっていかなくてはいけないのではないかと思います。なので、例えば和光市さんとか、それから、日本で言うと大分県なんかは介護予防をしっかりとやっていて、どういうことをやっているんだということをしっかり示しているので、越谷市でやっていることも多分効果はあるのではないかと思いますので、そのやっていることの整理というふうなことはやっていかなくてはいけないのではないかと思います。

それでは、1つ目のアウトカムはちょっと置いておきまして、続きまして、医療、介護の連携の推進等というところにつきましてはご意見をいただければと思います。ここに服薬の不安ということについて述べられておりますが、事務局のほうからは、専門職間の連携を進めるためには、服薬に限らずということだと思いますけれども、どのような形でやったらいいかという質問もあります。これにつきましてご意見はかがでしょうか。

服薬の話なので、薬剤師会の、どうでしょうか。

D委員： 少ししゃべらせていただきますけれども、一応アンケートから56%という形で服薬をされているということで、そのうち全体の5%というような形で不安を抱えている方がいるということなんですけれども、そういう方について、どんな不安を抱えているかというアンケートがあるかといったら、今そういったところまではとっていませんということです。

一応薬局がどのような対応をしてくれるのか、そして薬局が対応してくれる医薬品がどこにあるかということ、地域共生社会の中でそれを知っていただければ、対応しやすいのではないかというようなことの考えです。既にそういった薬をもらっている方は大体薬局が決まっているとは思いますが、その薬局が対応してくれればそれでいいのですが、薬剤師会でも把握しているような薬局、そしてまたどのような対応をしてくれるかというところを知っていればいいのかと思ひまして、実はかかりつけ薬局というのが、日本薬剤師会においてこういうパンフレットを出してしまっていて、かかりつけ薬局というものがどんなことをやってくれるのかということの基準となるようなものを書いてあるわけです。これを皆さんにお配りしていいかというふうに、きょうはちょっとお持ちしたんですけれども、中に書いてあるのは薬についての相談はいつでも相談できますよという話のことまで書かれてあって、実際薬局で24時

間ずっと対応できるかというところとちょっと難しいところも、携帯を持って携帯がかかれば、いつでも相談ができるような体制は整えていますけれども、いろいろなことが書かれてありますので、1枚ずつ……、一応そういう形で対応できますということで書かれて、時間もありますので、読んでいただければというふうに思います。

会 長： D委員、ありがとうございました。

手が挙がりました。お願いいたします。

E委員： 今に関連したことですけれども、私、高齢者の訪問をしていろいろ感じていることをちょっと述べさせてもらいたいと思います。

高齢者は、病気に対して薬をもらうとこれで安心する。その薬がどれだけの効果があって、どのようなことというのは関係ないみたいな感じです。つまりそれを理解させるだけの薬局の人が説明もしないし、失礼ですけれども、説明もしないし、お医者さんも、ついて行っても、それほど説明してない。それで家族は、私の訪問する先で薬カレンダーがあって、それが着実に飲んでいれば安心してしまう。本当は薬がどのような効果があって、実際に効いているのか、それとも無駄に飲んでいるのか、この無駄というのは基本的に介護保険から大半が払っているわけです。全部とっていいかもしれない。本人負担はあるけれども、ですから、これが本当にちゃんと効いて、その人のために役に立っているのか、それともお医者さんがくれるから飲んでいる、そういう実態がどうも見受けられて、それで私が感じているのは薬を忘れたら健康状態がよくなるという事例はいくつもあります。やめてみて初めてよくなったという、その辺のことがちゃんと最終的な患者さんと家族にきちんと伝達されているのか。お医者さんとのコミュニケーションがあまりよくないところがあるのではないかと。せつかくの薬を台なしにしているということが日ごろ見守りをしているときに感じております。

会 長： 反論もあろうかと思えます。

D委員： 今、国のほうも薬を多く出し過ぎではないかというようなことをよく言われているんですよ。それで10種類も同じようにたくさん出すのではないということで、6種類くらい以下に減らしたほうがいいんじゃないかということで言われていまして、そういう中でもって、薬局でもって、お医者さんとかという形で減らせる薬は減らそうではないかという、そういう傾向にあります。

実際、患者さんが飲んでいて、あ、この薬は飲むと効くなというような感じと、この薬は飲んで何か効いているのだから効いていないのだからわからないというような、そういう感じを持たれることもあるかと思えますけれども、やはりそういう薬の中で、何だか効いているのだから、効いていないのだからわからないような薬でも、長い間に必要な薬は飲まなくてはいけないんだという、その辺のところの説明は薬局でもお医者さんでも、患者が不安を持っているのでしたら、ちゃんと説明しなくてはいけないし、これはこういう形で、効いているような感じでもなくとも、長い間飲んでいなければい

けない薬ですよという形で説明は必要だと思います。それでないと薬を継続して飲むということに影響しますから、やはりそれは必要だと思います。

そういう中で、理解の中で飲んでいただくということは必要だと思います。

会 長： ありがとうございます。

F 委員、お願いします。

F 委員： 訪問看護のFです。

やはり今先生とか言われたように、かかりつけ薬局を持って相談できるような薬剤師さんがいつもいるということはとてもいいことだと思うし、お薬を減らすというか、そういうことにつながるかなと思います。

私たち訪問看護師も行ったときにはお薬の相談も受けていますので、ちょっと複雑に飲んでいるとか、飲んでいないとかということがあったら、ぜひ訪問看護も活用していただければいいかなと思います。

もう1つ、ここに書かれている医療と介護の連携窓口のことですけれども、この担当に今看護師がいます。この看護師はケアマネの資格を持っていて、訪問看護の経験がある、そういった在宅の経験がある看護師ということで、以前うちの職員だった者が勤めています。個人的な相談は今受けていないのですけれども、先ほども言われたように他の市町村の病院から退院するための受け入れ、訪問診療とか、訪問看護とか、あとはケアマネジャーとか、そういう受け入れの相談とか困った事例とかということは今相談を受けているようなところです。

多分毎月報告は出されていると思いますけれども、それが市民の皆様のところまでにはまだいってないし、まだ市民の皆様への相談は受けられるような状態ではなくて、1人しかいないので、ただ、こういう活動をしているということは知っておいていただきたいかなと思ってちょっと発言させていただきました。

会 長： ありがとうございます。

服薬に関しては薬剤師だけではなくて、ほかの職種もかかわるところでしょうか。

多分、薬剤師会のほうでも今の発言の内容については大分議論がされていると聞いております。

それでは、最後、F委員の発言にもございましたが、このような医療と介護の連携拠点が医師会で今やられているということですが、ここに書いてあるのを見ますと30年度から越谷市が運営するということですね。そこでどんな活動をしているかということをしっかり広報していくということは必要ではないかというところでよろしいでしょうか。

F 委員： ありがとうございます。

会 長： それでは、もう1つまた次へ進めたいと思いますが、26ページ目にごきます地域共生社会……。

C委員。

C委員： 医療と介護の連携の推進等について、私は意見という形で出してないのですが、いままで、運営協議会の中で何回か発言させていただきました。越谷市立病院がどのように地域医療に関与していくのかと点について、きちんと方向性を出していただきたいと思っています。

越谷市が直接経営している病院です。地域医療に市立病院がどのようにかかわっているのか、非常に重要な課題だと思います。今までは高度医療を中心に運営しています。今回、獨協病院が増床して大きくなっていくわけです。医師会との関係や財政的な問題もあって、市立病院が今の病床数から大きくなるような方向には至っていないと思っております。ならば、越谷市立病院が今までどおりのような医療体制でいいのか、地域医療とどのようにかかわっていくのかということについて、第7期に向けてしっかり出していきたい。残念ながら、今までの協議会の論議では、市立病院の代表による「方針や方向性」が示されておられません。ぜひ、第7期ではそれらを出していただきたいと思っております。

以上です。

会長： ありがとうございます。市が運営する病院であるというところで、地域包括の中の位置づけを明確にしたほうがいいのではないかとこのところでしょうか。

それでは、続きまして、26ページ目、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進ということになります。

3つほどのご意見があるようですが、ここに関してご意見はいかがでしょうか。地域共生社会の話は、しっかり出たのがことしの2月くらいでしょうか。ここについてのご意見はどうでしょうか。

なかなか地域共生社会についての理解というところでいいますと、皆様方の共通理解ということにはなっていないかなとは思いますが、いわゆる地域包括ケアシステムの深化というふうなことで書かれていて、キーワードとしては先ほどC委員も言っておりました、「我が事・丸ごと」というふうなところ、あとは人材育成というふうなところもしっかりやっていかなければいけないし、市民参加を生きがいつくりということにもつなげていくんだということがうたわれている施策だということだと思います。

C委員。

C委員： 包括的な相談体制の拡充と地域共生社会実現に向けて庁内体制の整備、縦割りを排した機構改革というのは私のほうが提案させていただきましたので、少し話をさせてください。ここに書いているとおりでありますが、ただ、最後のほうに、事務局の意見と思われませんが、「市民と行政の協働が肝要と考えますが、市民参加、参画を促すためにはどのような取っ掛かりが必要でしょうか」という話が出ています。それはそれでひとつの問題提起ですが、それ以前に、まずは越谷市役所庁内で総合的な調整を行うよ

うな部門をつくらなくてはいけないのではと思っています。そこが第一義的であって、次に市民参画をどう促していくのかとなるのでは。各部門で共同して話し合っつけり上げていくものだと思います。

そういうことで、まずは庁内に総合的な調整機能を持った部署をつくるということが大事ではないか。市役所というところはいろいろな仕事を行っており、様々な部門で専門的に事務が行われています。しかし、一番の欠点ではないかといわれているのが、それらをまとめて総合的な施策として打ち出すようなところが弱いという点です。これは越谷市だけの問題ではありませんが。その点をぜひとも考えていただきたいと思っています。

もう1つは、このところに書かなかったのですが、相談窓口の関係でいいますと、これも協議会の中で少し話をさせていただきたいのですが、障がい者の「65歳の壁」といわれている問題です。介護保険制度と障がい者制度との関係から、65歳になったら介護保険の方へ移るわけで、その点の調整もこれから第7期の中で検討すべき課題だと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。追加の説明もございました。

ここには地域共生社会という見出しで書かれておりますが、これはこれとしてとりあえず置いておいて、置いておいてといいますか、今ここでお話をしなくてはいけないのは、地域包括ケアシステムということの中で、皆さんの理解の中で議論ができればと思いますので、地域共生社会はそこはそれとして置いておきまして、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

副会長： 一言だけ、C委員のを受けまして、私は地域福祉部会の会長をしておりますので、やはりこれからの地域共生社会の実現に向けて、この市民参加のことをどうするかとか、あとは省庁での調整というところはまさに地域福祉部会が中心になって、縦割りを横にしていくというのをやっていかなければいけないということがございますので、今越谷市の総合計画とちょっと関連しまして、また、今新たに地域福祉計画も策定の準備に入っておりますので、そちらのほうとタイアップして進めていかなければいけないということがあります。私がこちらのほうの介護保険運営協議会の委員にいるのも、やはり地域福祉部会と一緒に進めていくことが、連携しながらやっていくということが大事かと思っておりますので、両方考えていければと思います。すみません、一言。

会 長： B委員、お願いします。

B委員： 地域包括ケアに関係しないのですけれども、Cさんがおっしゃったことに関して、私が知っている事例を1つ述べさせていただきたいと思います。

実は危機管理課が災害時に寝たきりの人などを避難させるために、助けてくださいという、手を挙げてくださる人に登録していただきたいという政策をやりましたけれども、

実際在宅で介護をされている方が、水害が起きたときに、ではいつの時点でその人をどこに避難させればいいのかというところで、危機管理課に登録に行かれたそうです。そしたら、危機管理課の方は、自治会が動かなければその体制は動かないんですよと言われたそうなんです。それって何なのでしょうかねと思って、でも、介護って防災に関することもとても重要なんですけれども、本当に1階でベッドで寝たきりの人を2階に上げるためには、ではどうやって動かすのかというようにところも踏まえた、危機管理課だけではなくて、それこそ介護保険とか、さまざま庁内で体制をきちんと整えてから市民の皆さんに周知していただきたいなと思いました。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

今の件につきましては、市役所の中でいうと防災課ということになるのでしょうか、いずれにしても地域包括ケアという中で防災という視点も持って計画を立てるべきではないかというようなご意見でよろしいでしょうか。

副会長： すみません、それにつきましては、地域福祉計画の中に盛り込むべき事項で、災害時の要保護というか、支援が必要な人についてはやっていると思うんです。ですから、その人の場合はちゃんと登録するところがあると思うので、危機管理課……

B委員： 危機管理課に登録してくださいと広報には載っていました。

副会長： 登録はですね、されたと思うんですけれども、あとはその支援をどうするかは、誰がその人をどう支援するかというのは各地区で温度差があるかなとは思いますが。

会 長： やはりほかの部署とも連携していかなくてはいけないということがわかりました。

C委員。

C委員： Cですけれども、今の例が端的な例です。危機管理課と自治会を束ねているところ市民活動支援課、さらに福祉の関係者などが連携してうまく機能していけばよいわけです。越谷市にはいろいろな資源があります。その資源を統合していく、総合的に動かしていくということが大事だと思います。これは越谷市だけの課題ではないのですが、これらを第7期、第8期に向けてつくり上げていく。もちろん、総合的な福祉計画の問題があるのですが、「まちづくり」そのものだと思います。

そういう視点からものを見ていくような施策を考えていかなければいけないと思います。そのひとつに総合的な福祉計画があるのではないかと考えていますが、それらについてはボトムアップしていただきたいと思っております。

会 長： ありがとうございます。

確かに今言われているようなこと、共生社会というところにつきましても考えていかなければいけないところではございますが、今回、第7期は基本的には地域包括ケアに向けたところを中心として、その後、確かに共生社会というところも加えてやっていかなくてはいけないかなという、検討するというところでの記載ということとは必要というところでいければと思います。

いずれにしても、今回はこの計画につきまして、高齢者対策というところをまず基本的には中心でお話しできればなとは思っておりますけれども。

それでは、これ3つはC委員の意見でしょうか。

C委員： いえ。

会 長： そうでもないですね、誰でも大丈夫なんですけれども、一番上のところでいいますと、やはり相談体制をしっかり充実させるべきではないかというところが一番上のところのメインではないか。南北に設置するとか、南北だけではなくてとか、先ほどからもずっと相談体制を充実されるべきではないかというご意見が出ておりました。1つはこれで。

あともう1つは、日常生活圏域の整備を推進するというところ、ただ、複数の異なるサービスが実は同じことをやっているということが書かれておりますけれども、ここは今のところ、多様なサービスというところの整備を進めているかと思えます。でするので、その部分で、もう少し総合的にといいますか、取りまとめたというところを明確に示せるような形でサービスを出せばというところかもしれません。

それから、一番最後、共生社会の実現というところでいきますと、専門職の採用、育成の人事体制とかという話ですか。これは庁内の話でしょうか。先ほど言っておりましたことになりますでしょうか。いろいろな意見は出ておりますが、ここの部分につきましてはどうもあえてこんなところでよろしいでしょうか。進めまして、またご意見が出ればと思えますが。

それでは、次の27ページ目のところ、介護保険制度の持続可能性の確保ということにつきまして、ここでのご意見はいかがでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員： ここには県の認証制度のことについては制度化されているというのですが、県の制度とはどのような中身なのか、教えていただきたいと思えます。

会 長： 県の、一番下の、C委員、説明していただけますか。

C委員： 私が出したものですから話をします。県は表彰制度です。認証制度は段位制といって、それは国のほうでも一部に進められているものです。

ここで提案しているのは、この間、運営協議会の中で何回か提案させていただいたもので、消防にはマル適マークというのがありますが、それと同じように越谷市独自の制度として、例えば、事業所にいろいろな研修をやってみたり、越谷市独自の介護労働者向け研修をやってみたりして、そこに参加したところを認証して、認証した結果を参加事業所に張り出すなどというものです。事業所の格という言い方は変ですが、そういう認証制度をつくることによって、介護についてきっちり質の確保を行っているのだということを経谷市が保証していく。そういう制度が必要ではないかと思ったのです。

質と量の確保ですが、量の関係についてはなかなか越谷市独自でできることは限られています。しかし、先ほど話が出ていましたアンケート調査とか、実態調査をしながら、

その中で越谷市としてできることは積極的に行ってほしいと思います。ですから、先ほどの調査項目には「越谷市に何を要望するか」ということを入れてほしいと思います。

会 長： ありがとうございます。

A委員、今のでよろしいでしょうか、県の話につきましては。

A委員： そうですね、今のC委員の話は大体わかりますが、簡単に言うと三ツ星マークとか、そういう評価で、この事業所は研修とかいろいろよくやっている、だから5つあげますよとか、まだ足りないから1つで終わりですよ。そういうようなことが見えるようにしておくのも必要だという意味ですね。

C委員： そうです。

A委員： わかりました。

会 長： 確かに質をしっかりと確保するという、量もそうでしょうけれども、または検査というふうなところはやっていかななくてはいけない事業ではあるなどは思っております。それもずっと前から言われていることでして、三ツ星をつけるか、五ツ星をつけるかというのはまた別の話かとは思いますが、ただ、そういうような研修制度も含めて、そういう体制をしっかりとって、質を確保していくということはちゃんとやっていかななくてはならないというようなご意見ということでもよろしいでしょうか。

A委員： もう1つは、それとあまり関連しないかもしれませんが、今回資料で配られた中で、介護職員のアンケート調査の中で、22ページ、「仕事をやめたい」という方が全体の42%もあったというアンケートが出ています。右のページでいうと53ページ、資料2のほうです。右下の53ページ、これでいくと「全体の約42%が仕事を辞めたいと思っております」というような、これで非常にショッキングな中身だなと思うんです。

そういう意味では、この表彰制度に絡めて、できれば勤続年数は長い方が多いとか、そういうことも1つの指標になるのかな、しょっちゅうやめる人が続出して、なかなか人が集まらない、何かそこに問題があるのではないか、長時間労働とかいろいろな問題があるからそうなるのかなとも考えられますので、表彰制度の中にそんな観点も入れてもらえるともうちょっと違ってくるのかな。長く働いている人が多い、それが1つの指標ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

会 長： ご意見としてということでもよろしいでしょうか。優劣をつけるような意味合いになっていますので、それでも全体的にもしっかり上げていかななくてはならないということでもないかとも思いますけれども。

A委員： 実際にそういう施設は淘汰されちゃうと思うんですけれども、そういう問題はあると思います。

会 長： 先ほども出ておりましたが、53ページは若干ショッキングな回答ではございますが、逆に研究者の立場からすると、長く勤めている人ってなぜ長く勤められているのかと

というようなことを聞くのもいいかなというような気がしました。ありがとうございました。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

一番最後のところではございますが、介護人材もしっかり確保するような体制というところがここに記載されているのと、それから、そういう介護の環境というところを改善するような相談体制も含めてということが書かれております。ここの部分についても第7期の計画に含めていったほうがいいのではないかとこのところの意見だと思いますが、この点についてはよろしいでしょうか。

B委員、ありますか。

B委員： すみません、25ページのアウトカム評価対策のところに戻っていいでしょうか。

会 長： いいですよ。

B委員： 先ほどはちょっと申し上げられませんでしたけれども、高齢者は日々体力なども減っているということではないので、評価の中に要介護度を入れるというのには反対です。身体的、生理的側面だけではなくて、社会的な側面の改善とか、利用者の満足度なんかも評価の対象に入れていただきたいなと思います。

以上です。

会 長： なるほど、ありがとうございます。

いわゆるADLとか、あるいはADLだけではなくて、人生といいますか、望みといいますかというふうなことの満足度というところかと思います。

ほかにも全体を通して、ここまでのところでご意見はよろしいでしょうか。大分いろいろな意見が出されたなと思いますが。

それでは、ここに書かれてある検討としてはとりあえずここまでというところにしたと思います。ただ、もう1つ、その他の内容ということで、A委員のほうからも資料が最初のところで配られておりますので、この配付の趣旨について、A委員のほうから皆さん方にお伝えいただければと、ある程度時間を限ったというところをお願いいたします。

A委員： きょう10時開会ということだったのですが、きょうはお昼御飯が出て午後までやるのかなと、そんな感じがして、できればこれからは午後にしていただいて、若干余裕を持って、少し時間が押しても大丈夫というところで議論を進めていただきたい。どうしてもお昼になるとみんなそわそわしますから、できれば午後の時間帯で2時から4時とかでも結構ですから、少し後ろへいっても大丈夫、そのようにしていただければと思います。これは要望です。

私のほうからきょう配らせていただいた、こういうNPO法人埼玉太極拳協会のニュース、これは最新号ですが、この1面に載せた「介護保険の動向と転倒予防」ということでありますが、今回の資料2の3ページのほうにも、介護が必要となった要因の分析の中で「骨折・転倒」という方がかなりいらっしゃるということで、骨折・転

倒については非常に重要な問題だなど私たちは考えておりました、この5月に講演会をやったところです。非常によかったのは、やはり太極拳を日々やっている方は足腰しっかりしていて、転倒しにくい、介護保険のお世話になりにくいという現実があります。そういう点で指導員を中心に夜集まっていたいただいて実際の講習会をやったのです。春日部の厚生病院の南本先生にお越しいただいていろいろな講座をやってまいりました。初めての経験ですけれども、皆さん、自分の問題としてとらえて帰られる方が非常に多かったということと、こういうことを経験しながら、できればB型の事業に、指導員のレベルアップを図りながらご協力できればいいのかな、そんな思いをしていますので、参考までに配らせていただいたところです。

以上です。

会 長： A委員、ありがとうございました。

今もお話にありましたけれども、サービスB、主体的なというところでしょうか。そのようなところの多様なサービスの1つというところで、いろいろ開拓なり何なりということをしていったほうがいいではないということでもございますでしょうか。やはり総合事業を充実しなくてはいけないというところはこの後の計画にもしっかり盛り込まなければいけないところではあると思います。その中で多様なサービスというところを充実させていくというところのご意見ということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ほかに何かご意見ございますでしょうか。

一応これまで、今回この時間で出たご意見につきましては協議会の意見として計画の素案へ何とか反映するような形に、議事録を確認しながら、していければなと思います。

ちょっと時間は大分超過してはおりますが、議事がまだ2つ残っております。

議事の4つ目と5つ目につきましては関連があると思いますので、一括して事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局： それでは、議事の(4)「地域密着型サービス事業者等の指定取消について」及び(5)「介護保険事業整備に係る公募について」、一括して説明をさせていただきます。

説明に入る前に、1点資料の訂正をお願いいたします。

資料1の30ページでございます。1、公募の概要の2段落目、2行目以降、本市が平成29年5月1日付で、「1件」のと書かれておりますが、申し訳ございません、これは2件の指定取り消す処分を実施したことからとなります。「1件」を「2件」にご訂正をお願いいたします。お手数をおかけいたしますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料を戻っていただきまして、28、29ページ、見開きのページでございます。

こちら、一部新聞等の報道でもございました、報告事項としてお聞きいただければと思いますけれども、このたび越谷市がグループホームということで高齢者が共同生活を営みながら暮らしていくグループホームについて、2件、事業者指定の取消を行いました。対象法人等につきましては資料のとおりでございまして、この取消の内容につきましては、いわゆる介護報酬の不正請求による取消でございます。

細かい理由につきましては28、29ページ、それぞれ⑧の取消理由に書かれておりますが、人員の基準を満たしていないにもかかわらず、介護報酬を満額で請求していた。本来、暫定的に人員基準を一時満たしていないときには全体の70%の額で請求をするというルールになっているんですけれども、それを行わずに請求をなされていた。そして介護報酬を受領されていたということで、こちらの期間について不正に請求、受領されていたということでございます。

不正請求額ということで、それぞれ⑨でございしますが、こちらの減額すべきところ不正に請求をしていた期間における介護報酬の不正請求額、1つ目の法人については4,993万8,048円、2つ目につきましては4,947万2,202円でございます。

こちらにつきましては、対象の法人に弁明の機会ということでしかるべく事務手続を行いまして、それぞれの事業者ともに事実を全て認めなされたものですから、私ども越谷市が指定の取消を行った次第でございます。

その指定取消処分を経まして、それぞれ⑩でございしますが、返還命令ということで、こちらは介護保険法に時効の期限が定められております。こちらは、介護報酬を最終受領したところから2年ということで、不正請求額と返還命令額それぞれ異なっておりますが、対象の期間が異なるということでご認識いただければと思っております。

次に、取消処分の年月日についてはいずれも平成29年5月1日、ただ、私どもから処分通知をして、あしたからもう運営できませんよとなると、グループホームは、先ほど言ったように共同生活を営む上でのサービスなものですから、1カ月かけて、利用者の方には次のサービスを探していただく期間を設けて、実際には1カ月後の6月1日に取消の効力発生ということで1カ月を設けて行ったところでございます。

29ページの3、介護報酬等の返還でございしますが、今のこちらに記載されている金額につきましては平成29年5月23日付で双方の事業者介護報酬の返還を求めさせていただいております。また、時効により消滅した介護報酬の受領分についても自主返還をこちらから求めておりまして、対象事業者は応じる姿勢を示していらっしゃいます。

4の当該事業所に入居している利用者への対応といたしまして、本来であればこれは事業者、または利用者さん、またはそのご家族様がどういったサービスを使うかというのは選択の自由があるのですけれども、1カ月という限られた期間の中で、市としても次のサービスが切れ目なく行えるようにバックアップをさせていただいた次第でございます。

細かい内容につきましては後ほど私の説明の後、介護保険課長から説明させていただきますので、こちらは資料のとおりということで割愛させていただきます。

この2件のグループホームを取り消したということから、越谷市内の供給量が減ってしまったということから、緊急的に行っているのが30ページに続く公募の内容でございます。

これは連絡事項としてお聞きいただければと思います。ちょうど来週の月曜日から介護事業者による、もしグループホームをやりたいということであれば、こちらから求めている資料一式を集めてご提出いただく。それが7月3日から7月14日までの期間を設けて提出期間ということで決めております。

対象のサービス及び募集数ということで、こちらは表をご覧くださいと思います。グループホーム、これは2つ目です。認知症対応共同生活介護ということで、2施設、36床取消によって減りましたので、イコールの分、2施設、36床を公募する。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスにつきましても、6期における整備数を満たしておりませんでしたので、グループホームとの併設による計画も考えられることから、あわせて公募をさせていただいているところでございます。

4の公募スケジュールということで、こちらの公募についてはまず越谷市のホームページにより5月24日から公募をやりますよという周知をさせていただきました。同時に6月1日発行の広報こしがやお知らせ版の6月号に掲載してございます。

7月3日から14日にかけて介護事業者は私どもに対してお手を挙げていただいて、7月から8月にかけて、これは計画数にもよるのですけれども、私どもが書類審査及び介護事業者さんにヒアリングを行っていきます。この介護保険運営協議会の中でも一部の委員の皆様には地域密着型サービス運営部会ということで会長からご指名をいただいております。こちらにつきましては、公募の結果について改めて事務局からお示しさせていただきたいと思っております。できれば、8月下旬で全体会議とあわせて開催できれば、皆さんからのご足労もいただかなくて済むのかなと思っております。日程調整できれば、同日開催も考えているところでございます。遅くとも9月上旬には手を挙げていただいた事業者に対して可否の旨選定通知をさせていただき、選定させていただいた事業者につきましては、開発に向けて整備を進めていただきたいと思いますと思っております。

説明につきましては以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから説明がありました。

前半のほうはグループホーム2件、指定取消処分が行われたというところ、今後利用者さんの処遇に支障を来すような事業者の管理はしっかりと行っていただくというところだと思います。

後半のほうは、この処分に伴ってサービス量が減ってしまったということで、地域

密着型サービス事業者の公募を今行っている段階であるという、来月3日から書類の提出期間が始まるというご説明でした。

この選定に当たっては、また専門部会のほうで検討するということが8月下旬にやったほういいのではないかと提案でございましたので、その際には、部会の皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件につきまして、何かご意見等、コメント等ございますでしょうか。

C委員、お願ひします。

C委員： 議事にある地域密着型サービス事業者等の指定取消とそれに伴う公募についてということですが、指定取消になったことは新聞等で報道されたわけです。わかる範囲でいいのですが、どのような経緯でこれが発覚したのかということが重要なので教えていただきたいと思ひます。なぜかということ、内部通報なのか、それとも査察なのかによっては対応がかなり違っているのではないかと思ひております。それが一点です。

それと2つ目が、資料2の4ページを見てほしいのですが、本件については不正請求が問題になって取消になっているわけですが、法令遵守という考え方でいきますと、例えばここに介護従事者の相談状況の中に、最初に、すでに「夜間に休憩が取れない。超過勤務手当も適正ではない」というようなことが出ています。これは完全に労働基準法違反になるわけです。そうすると労働関係法の問題も今後出てくると思ひますので、そういう意味ではこの事案に対する市としての是正策、改善策と同時に、2度とこういうことが起きないようにするために労働法遵守も含めた何かの対応策をとるべきではないかと思ひます。対応策を受けて、例えば公募についても、「こういう不正請求をはじめとする介護保険法の違反はだめですよ」「労働基準法違反、さらに雇用保険法、労働災害補償法など関係法令の遵守というのが必要なですよ」と改めて注意を促すような施策が必要ではないかと思ひました。その2つです。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

1つの質問は、これは答えられる範囲でとは思ひますけれども、このような状況に陥った経緯というところ、いかがでしょうか。

事務局： 今、C委員のほうからお話がございましたが、内部通報であるのか、そうでないのかということですが、この相談状況、資料2の4ページの表がござひます。そこの2つ目に、「介護従事者が不足しており、とりあえず職を求めて就業する人の、職員としての資質が不足している」とか、3つ目ですね。その下に、「辞職する人もいる。給料も適正に支払われていない」、このような相談がございましたが、こういうような相談があった中で、職員が実際に足りてないのではないかと、そういったことがござひまして、実地指導を経て監査という中で今回の事案が発見できたというようなこととなります。

それから、事業者さんに対するこのような指導という部分ですが、事業所を

運営する段階で市のほうにいろいろな相談がございます。そういったところでお話をしていくとか、さらにはいろいろな会議、情報提供を通じてそこら辺を周知していくということが考えられると思いますので、そこら辺の事業所さんの倫理と言いますか、守っていただくところはしっかり守っていただくという部分についてはいろいろさまざまなものを検討しながら、今後周知をしていけるようにしていきたいと思っております。

それから、ここで生活をされていた方がどうされているのか、あるいは働かれていた方がその後どうなっているのかという部分は、多分皆さん大変心配されているところだと思いますので、そのところをちょっと簡単にご説明させていただければと思います。

まず、両方の施設で31名の利用者さんがおりました。これは5月の連休中に各社新聞等で報道がございまして、連休を明けてから、市内の事業者さんだけでなく、市外の事業者さんからも入居者の方を心配する声、協力を申し出る声をいただきました。そういった中で、この31名の方、5月末日までには無事に皆さん新たな生活の場所が決まったという状況でございます。

その内訳をお話しさせていただきますと、市内のグループホームに9名、それから、暫定的にショートステイという形で10名、特養さんに1名、それから、市内のサービス付き高齢者住宅に1名、市外の老健施設に6名、市外のサービス付き高齢者住宅に1名、それから、入院中の方がお2人、それから、あとお1人なんですけれども、市内の特定施設のほうに入居はされたのですが、残念ながら6月15日に亡くなれております。この方はグループホームにいたときからターミナルケアということで状態のかなり重い方だったのですが、亡くなれている方もいらっしゃいます。

それから、働いていた従業員の方の様子ですが、これは指定取消になった2社でちょっと対象的なんですけれども、1社のほうは、やめていかれた方、退職された方はお1人で、残りの方はその法人の中で別の仕事で働かれています。それから、もう1つのほうの事業所につきましては、残られている方は3名で、残りの全ての方が退職をされてほかの事業所に行かれた、あるいはもう仕事をしないというような状況だそうでございます。

以上でございます。

会 長： ご説明ありがとうございました。

若干詳細な説明がありまして、多分一番最後の発言なんかは気になるころではございますけれども。

もうそろそろ時間もありますので、もう1つ、C委員が言っていたことは、このような状況に陥る前に市に相談できるような体制とかということも、言ってなかったですか。

C委員： こういう介護従事者の相談窓口というのは大事です。そういうところからつながっ

ていくわけです。私は処分すればいいという考え方にはあまり立っていないので、だから、ぜひとも、誘導策をつくってほしいと思います。そういう事業者にならないように、またはブラック企業といわれるようなところにならないように、越谷市として労働行政などを充実してほしいと思います。ぜひ、今回の事案をきっかけにして、研修などを通じて、いい事業者づくりに取り組んでいただきたいと思います。

先ほど取り上げた越谷市独自の認証制度もその1つなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは意見です。

以上です。

会 長： ありがとうございます。私の発言、大変失礼いたしました。

というところで、このようなことを繰り返さないようにしっかりと体制を整備していくということをお願いしたいと思います。

それでは、大変時間も経過してはしまいましたが、意見のほうも大分言っていただきまして、大変充実した会議ではなかったかというふうにも思ひます。

これで議事のほうは終了ということにさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

ご協力、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

司 会： 田口会長、ありがとうございます。

それでは、最後に、次第4のその他についてですが、事務局より3点ほどご連絡させていただきます。

まず、1点目ですが、次回の会議の日程でございます。

現在のところ、8月下旬ごろの開催をお願いできればと考えております。また、地域密着型サービス運営部会についても当日に時間を分けて開催できればと考えております。具体的な日程は正副会長と調整させていただき、改めて皆様にご連絡させていただきます。

次に、2点目、本日の会議録ですが、後日作成できました段階で委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議で確定していただければと考えております。

最後に、3点目ですが、開会前に担当者から委員の皆様へ委員報酬等の請求書をお渡ししてあります。お手数をおかけし申し訳ありませんが、ご捺印の上、別添の封筒によりご返送いただきますようお願いいたします。

なお、報酬をお支払いする関係で、来週中にいただけると幸いです。

それでは、閉会の言葉を、森副会長からお願い申し上げます。

副会長： 皆さん、本日も長時間、本当に充実した議論、どうもありがとうございました。

やはり議題が非常に多いということがございます。この運営委員会は地域包括支援センターの運営協議会も兼ねているということもありまして、私、別の市で、前半の

地域包括支援運営協議会だけで1時間半くらいやっておりますので、そう思うと、やはり議題が多くて、本当に田口会長はすばらしく司会進行をやってくださっているんですけども、それでもきょうご発言できなかった方も本当はしたいというところもあるのではないかと思います。もともと議題が多いので、なかなか90分では難しいところかなと、今後どうしていけばいいかというところは私も何とも言いかねるんですけども、やはり人間の集中力というのは一応1時間というところがございまして、長くやり過ぎても今度は集中力が欠けて何をしているかわからなくなるというところもありますので、折り合いをつけながら、私としては2時間かなとはちょっと思いますが、委員のほうからももっと長くというご指摘もありました、状況に応じてというところは必要なのかなというふうにも思っております。

内容につきましては、私も地域福祉部会のほうをやっているということもございまして、先ほど越谷市で非常に健康な人が多いのではないかと、調査から読み取れるというところがありましたけれども、これも私がちょっと思うに、社会福祉協議会のほうで実施しておりますサロン活動、こちらは越谷市は活発ということがございますので、そういった地域の活動と健康というところ、そこら辺の分析が必要かと思えますけれども、何か通じているのではないかとというふうには個人的に思います。

もう閉会で、長くなって恐縮なんですけれども、皆さん御存じのように昨日、越谷市内で3人の高齢者の方が、ちょっとどういうことかまだわかりませんが、亡くなったというところで、民生委員の方が発見して警察へ通報という、そういう事件が起こった直後でございますので、孤立していたのではないかとということも考えられますので、そういったことで今つくっている介護保険計画につきましては、皆さんの意見をどんどん取り込んで、現場に即した形でやっていければなと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、閉会のご挨拶にさせていただきたいと思えます。きょうは長時間、どうもありがとうございました。

司 会： ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

皆様大変お疲れさまでした。

以 上